

名護市幼保助成事業（保育施設用）のご案内

本市においては、子育て世帯における経済的負担を軽減することを目的とし、認可保育施設及び市内の認可外保育施設に入所している児童（『保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）』を受けた児童）のうち、国の幼児教育・保育の無償化の対象外となる課税世帯の0～2歳児の利用料と、3歳児以上の食材料費について助成します。

- ・本事業は、国の無償化に先駆けて平成30年9月より実施しているものです。
- ・延長保育は助成の対象外です。

教育・保育給付認定	1号認定：子どもが満3歳以上で教育を希望する場合
	2号認定：子どもが満3歳以上『保育の必要な事由』に該当し、保育を希望する場合
	3号認定：子どもが満3歳未満で『保育の必要な事由』に該当し、保育を希望する場合

【助成対象施設】

- ①認可保育所 ②認定こども園 ③小規模保育事業
 - ④市内に設置されている認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む）
- ※認可外保育施設は、国の無償化対象施設のうち、名護市に助成金交付の申請があった施設に限ります。
なお、対象となる施設は、市ホームページに掲載します。

【助成児童】 市内に住所を有し、次のいずれかに該当する児童

- 利用料助成
 - ①認可保育所を利用している児童
 - ②認定こども園、小規模保育事業所を利用している児童で、施設が利用料を減額又は免除をした児童
 - ③認可外保育施設を利用している児童（2号認定・3号認定）で、施設が利用料を減額又は免除をした児童

※国の幼児教育・保育の無償化の対象となる児童（3歳以上の子ども・非課税世帯の0～2歳の子ども）については、国の幼児教育無償化の対象となります。

- 食材料費助成
認可保育所（2号認定）、認定こども園（1号認定・2号認定）を利用している児童で、施設が食材料費を減額又は免除した児童

【助成の上限額】

		認可保育所	認定こども園	小規模保育事業所	認可外保育施設
利用料 注1		無償化	無償化 ※市で階層認定(保育料決定)した額を施設が減免	無償化 ※市で階層認定(保育料決定)した額を施設が減免	上限42,000円 ※施設の開所時間に応じて変動します。
食材料費 注2	副食費免除対象者 注3	上限900円	上限900円 注4	—	—
	その他	上限5,400円	上限5,400円 注4	—	—

注1 利用料は、月額利用料として支払う保育料です。（入園料、日単位、時間単位の保育料等は除く）

注2 食材料費は、認可保育施設が利用料と別に3歳児クラスから徴収しているもので、主食（米、パン等）費と副食費（おかず）があります。園によって金額は異なります。（市立保育所は5400円）

注3 副食費免除対象者は、副食費が全額免除されるため、上限額900円となります。

注4 1号認定の食材料費は、園が給食を提供する日数に応じて上限額が変動します。また、土曜日や長期休業期間中（夏休みなど）は、預かり保育としての利用となりますので、食材料費の助成は行われません。なお、園によって預かり保育の食材料費は異なります。

【お問合せ先】 保育・幼稚園課 支給認定・入所に関すること 保育係（内線122・129）
本事業に関すること 給付係（内線109・116）